

令和3年度

ニホンザル管理事業実施計画書(県実施分)

令和3年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和3年度ニホンザル管理事業実施計画

宮城県

※赤字はR2計画からの変更箇所

	R2計画	R3計画	
	被害防除対策	被害防除対策	備考
1 被害防除対策	<p>(1) 被害防除に関する目標(県全体):各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標:農作物被害は、過去3か年の平均を下回る。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による追い払い、捕獲及び研修会等の対策への補助。</p> <p>(3) 市町村における被害防止体制への支援、指導。</p>	<p>(1) 被害防除に関する目標(県全体):各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標:農作物被害は、過去3か年の平均を下回る。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による追い払い、捕獲及び研修会等の対策への補助。</p> <p>(3) 市町村における被害防止体制への支援、指導。</p>	農山漁村なりわい課
2 個体数管理	<p>(1) 有害捕獲 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲などの購入及び有害捕獲等経費、捕獲(狩獵、わな設置)にに関する研修会開催補助。</p> <p>(2) 群れの再評価等 これまで収集された評価データを基に現状の評価基準においてはめ、群れの評価を再検討する。</p>	<p>(1) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲などの購入及び有害捕獲等経費、捕獲(狩獵、わな設置)に関する研修会開催補助。</p> <p>(2) 群れの再評価等 これまで収集された評価データを基に現状の評価基準においてはめ、群れの評価を再検討する。</p>	農山漁村なりわい課 自然保護課
3 生息環境管理	<p>(1) 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 人家や田畠などによる被害が確認される地域においては、活用できる補助事業の周知等により、サルの隠れ家となり得る農地周辺森林の整備に向けた取組を支援する。</p>	<p>(1) 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種開催会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p>	農山漁村なりわい課 森林整備課 自然保護課
	<p>(3) モニタリング調査 生息状況調査 現地調査及び地元住民、市町等の関係者からの聞き取り等により、県内に生息する群れの個体数及び遊動域の変化について、状況を把握する。</p> <p>ロ 被害状況調査 GPS首輪を用いた行動追跡調査を実施し、遊動域や利用環境の特性等について解析を行う。</p>	<p>(3) モニタリング調査 生息状況調査 現地調査及び地元住民、市町等の関係者からの聞き取り等により、県内に生息する群れの個体数及び遊動域の変化について、状況を把握する。</p> <p>ロ 被害状況調査 GPS首輪を用いた行動追跡調査を実施し、遊動域や利用環境の特性等について解析を行う。</p>	自然保護課

R2計画	R3計画	R4計画
ハ 捕獲状況調査 各市町村の捕獲個体データを収集し、状況を把握する。	ハ 捕獲状況調査 各市町村の捕獲個体データを収集し、状況を把握する。	ハ 捕獲状況調査 各市町村の捕獲個体データを収集し、状況を把握する。
4 その他 (1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象16市町) ※ R元.10月末時点	4 その他 (1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象15市町) ※ R元.10月末時点	4 その他 (1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象15市町)
(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。
(3) 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。	(3) 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。	(3) 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。
(4) 管理計画区城市町が実施計画書を作成する際に、農業協同組合、獣友会支部等と連携し、市町間の調整や、助言・指導を行ふ。	(4) 管理計画区城市町が実施計画書を作成する際に、農業協同組合、獣友会支部等と連携し、市町間の調整や、助言・指導を行ふ。	(4) 管理計画区城市町が実施計画書を作成する際に、農業協同組合、獣友会支部等と連携し、市町間の調整や、助言・指導を行ふ。
(5) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況、農林作物被害状況、捕獲状況、各種管理対策について情報交換を行い、管理事業の効果的な実施に向けた連携を図る。	(5) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況、農林作物被害状況、捕獲状況、各種管理対策について情報交換を行い、管理事業の効果的な実施に向けた連携を図る。	(5) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況、農林作物被害状況、捕獲状況、各種管理対策について情報交換を行い、管理事業の効果的な実施に向けた連携を図る。
(6) 管理事業は、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、実施状況につけてホームページ等を通じ公表するほか、管理計画の趣旨やサルに利用されにくく農地・集落管理についても、リーフレット、各種自然保護及び鳥獣被害対策開運行事を通じ普及啓発を図る。	(6) 管理事業は、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、実施状況につけてホームページ等を通じ公表するほか、管理計画の趣旨やサルに利用されにくく農地・集落管理についても、リーフレット、各種自然保護及び鳥獣被害対策開運行事を通じ普及啓発を図る。	(6) 管理事業は、幅広い関係者の理解と協力が必要なことから、実施状況につけてホームページ等を通じ公表するほか、管理計画の趣旨やサルに利用されにくく農地・集落管理についても、リーフレット、各種自然保護及び鳥獣被害対策開運行事を通じ普及啓発を図る。
(7) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会二ホンザル部会	(7) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会二ホンザル部会	(7) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会二ホンザル部会
口 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の作成、実行方法等についての検討、関係者の合意形成。	口 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等。	口 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等。
(8) 林床等の屋外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。	(8) 林業振興課	(8) 林業振興課